

総合政策委員会 開催状況

開催年月日 令和8年4月7日(火)  
 質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員  
 答弁者 計画局長  
 土地水対策課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 内閣官房からの地下水保全に関する通知への対応について</b></p> <p><b>(一) 国の通知への基本認識について</b></p> <p>内閣官房からの地下水保全に関する通知などへの対応について伺います。3月に内閣官房は外国人による地下水採取をめぐる全国の自治体に対し、地下水採取に関する規制条例の制定や強化を検討するよう通知を発出したとされています。</p> <p>地下水は、本道においても、水資源としてのみならず、生態系保全や地域の暮らしを支える基盤でありまして、極めて重要な公共的資源ではありますが、中央政府が自治体に対し規制の検討を求めたことについて、北海道としてどのように受け止めているのか、まず基本的な認識を伺います。</p> <p><b>(二) 市町村任せの限界と道の役割について</b></p> <p>道としては、既に、10何年前かになると思いまされども、議会議論を踏まえて、水資源の保全の条例というところを作られているということは承知をしております。今回の通知は、地下水の管理について、中央政府として統一的な規制を設けるのではなく、市町村による条例整備を促す内容となっております、ある意味非常に無責任とも言えますし、地方自治の観点からも違和感があります。</p> <p>しかしながら、この地下水というのは、この間のこの委員会で重ねて議論させていただいておりますけれども、流域単位で循環する資源であり、その影響は市町村の境界を越えて広がるものであります。国はその市町村に条例を作れと言っているわけでありまされども、広域的な土地利用と密接に関係しておりまして、市町村単独での把握や規制には眼界があると考えます。こうした点を踏まえ、道として、市町村任せにとどまらず、広域自治体としてどのような役割を果たすべきと考えているのか、見解を伺います。</p> <p><b>(三) 美々川流域の課題と地下水管理について</b></p> <p>1定の予算特別委員会で議論させていただいたわけですが、そこから1ミリも動いていないご答弁ではあるんですが、結局、法令遵守という今の運用の見直しだとか違法開発行為の通報窓口の設置というふうにおっしゃってはいまされども、現実にはですね、そこでは対応できていないということだと思うんですね。具体の今問題になっている私もご相談を受けている課題について伺いたいと思いますが、美々川流域の課題について少し伺いたいと思います。</p> <p>胆振管内にあります美々川は、豊かな湧水に支えられた貴重な湿地環境を有しておりまして、生物多様性の観点からも非常に重要な地域であります。下流にはラムサール条約の登録湿地があるウトナイ湖がありまして、美</p>	<p><b>(土地水対策課長)</b></p> <p>道の対応についてでございますが、国は、本年1月に決定した「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、外国人による水源地取得への懸念の声などを示した上で、国籍情報を含め統一的な考え方による地下水採取の実態把握やその適正な保全、利用の仕組みなどを検討するため、本年夏までに基本的な考え方を整理するとし、有識者による検討会を設置したところでございます。</p> <p>こうした中、国からは、初回の検討会の開催の前に、全ての自治体に対し、地域の実情に応じて地下水採取の規制に関し検討を求める通知があったところであり、道といたしましては、地下水採取に関する基本的な考え方が整理される前に、こうした通知を行った趣旨等につきまして、国に照会をしているところでございます。</p> <p><b>(土地水対策課長)</b></p> <p>水資源の保全についてでございますが、水循環基本法では、水は地下水を含む水循環の過程で、国民生活等に重要な役割を果たしており、また、国民共有の貴重な財産として適正な利用が行われ、将来にわたって確保されなければならないとの基本理念を示し、国や地方の行政機関、民間団体などの関係者が連携を図りながら、基本理念の実現に向け、協力するよう努めるとしてあります。</p> <p>道といたしましては、水源周辺を含む土地の適正な利用が図られるよう、実効性ある規制強化について国に要望しているほか、関係団体を通じた法令等の手続きの周知や違法な開発行為の通報窓口の設置を行うとともに、市町村や関係部局間の連携強化といった運用の見直しを行うなど、必要な対応に取り組んでいるところでございます。</p> <p><b>(土地水対策課長)</b></p> <p>美々川流域の対応状況についてでございますが、苫小牧市では、本年1月に策定した都市計画法に基づく土地利用方針におきまして、市街化調整区域の一部で物流拠点に限定した土地利用を可能とし、具体的な土地利用に当たりましては、自然環境と調和のとれた開発誘導を前提に、土地利用の提案者が自然環境保護団体等と事前に協議を行うこととしていると承知してございます。</p> <p>道では、現在、所管部局におきまして、こうした土地利用に関する市の方針などを含めた、「苫小牧圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しに向けた手続きを進めており、4月10日を期限としたパブリックコメントにおきましては、自然環境への配慮等を求める意見もあ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>々川流域自体も胆振振興局において、自然再生事業の対象地区となっております。しかし、現在、半導体関連産業の進出のために、市街化調整区域の一部を緩和する都市計画法のパブリックコメントの最中になっておりまして、5月には、その予備審議が予定されています。周辺地域における開発や地下水利用のあり方、それによってはですね、美々川の例えば水門の流れだとか水質が変わるということも想定をされておりまして、ラムサール条約のウトナイ湖への影響というのが、地域住民の方や関係者から非常に不安の声が上がっています。</p> <p>こうした河川の流域においては、地下水の利用実態や水循環の状況を的確に把握し、適切に管理していくことが不可欠でありますけれども、道として、美々川流域における地下水管理の現状と課題をどのように認識しているのか伺います。道の現在の水資源保全の条例は、そこまでを網羅していないということを判って敢えて聞きますけれども、そうであるならば、道において、地下水管理に関する十分な知見がないとするならば、土地利用の観点、また、政策の整合性の観点からも関係部としっかり連携して、慎重審議を期すことも総合政策部の重要な役割ではないかと考えますが、見解を伺います。</p> <p><b>【再質問】</b></p> <p>今のご答弁の内容ですと、建設部が所管する都市計画法の手続きを説明したということになるんですね。さきほどのご答弁でもあったように現行法制度の運用を適切にやるということだけでは、なかなか、北海道の自然環境保全という今日的なですね、世界各国から投資を今呼び込もうとしている北海道において、不十分じゃないかなと思うんですね。建設部との連携は見えるんですけども、例えば、国家戦略でもある生物多様性戦略における土地利用のあり方ですとか、環境生活部との連携が全く見えなわけで、これだと、皆さんはそれぞれの所管でやっていますけれど、道民の皆さんにとっては、オール道庁なんで、道への信頼が損なわれるんじゃないかと思いますが、環境生活部との連携はどういうふうになっているのか、改めて伺います。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>市町村との連携を丁寧にされるという部分もある意味で都市計画法の枠内に留まっているという私は印象を受けるんですね。問題はですね、釧路湿原、ソーラーパネル、問題は全然違いますけれども、要は、自然公園法だとか森林法とかの枠外のところなんですよ。その周辺地域における開発行為について生物多様性や自然環境保全の考え方が不足しているんじゃないかということをやっと問いかけているわけです。この美々川のところが、かなり注目をされておりまして、これからのスケジュールとしては、道のこの大きなマスタープランの変更が、恐らく5月に予備審議があって、概ね年内に想定されまして、都市計画法にのっとって粛々と進んでしまうような、そういう恐れが感じられるわけです。道としての自然環境保全施策との整合性を問うというか心配している道民の声に答えるとなればですね、年内に何らかの広域自治体の道としての自然環境保全に対するあり方ということをきちんと意思表示なり、具体的な行為をする必要があると考えます。環生部の環境審議会の中でも委員の方からこれは都市計画の所</p>	<p>ることからこうした状況も踏まえ、都市計画手続きに当たりましては、市と十分に協議を行うなど、丁寧に対応してまいります。</p> <p><b>（土地水対策課長）</b></p> <p>道の対応状況についてでございますが、本道におきましては、自然公園や森林の面積は、全国の約5分の1を占めるなど豊かな自然環境を有しており、環境生活部をはじめ庁内各部局はもとより市町村との連携も図りながら、関係する法令等に基づき、適切な運用を図っていくことが重要でございます。</p> <p>道といたしましては、今回の「苫小牧圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直し手続きにおいて、市と十分に協議を行うなど、丁寧に対応していく考えであり、自然環境分野を含め市からの相談や住民などからのご意見があった場合には、関係部局間で情報共有を図りながら、必要な対応を行ってまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>管なので、残念ながら環境審議会で議論すべき課題ではないけれども、この美々川流域の開発のあり方というのは本当に憂慮すべき事態だということの意見表明がされているわけです。是非ですね、ご指摘ということになりますけれども、年内に美々川も含む自然公園法だとか森林法だとか、そこで守られる周辺地域の土地利用のあり方、生物多様性保全についてどういうふうにしていくのかということも含めてですね、道の考え方をもう一回整理する必要がありますので、指摘とさせていただきます。また、改めて議論させていただきたいと思います。</p> <p><b>(四) 現行水資源条例の限界と見直しの必要性について</b> 次に、現行の水資源保全条例の限界と見直しの必要性について伺います。これも繰り返し議論させていただいておりますけど、北海道水資源の保全に関する条例は、主として土地取引に伴う届出制度を通じて、水源地域の把握を行う仕組みであります。しかしながら、今回の国の通知が示すように、地下水の問題は、土地の権利移転にとどまらず、その後の利用や開発行為そのものに関わるものであります。</p> <p>美々川流域のように、水循環全体を視野に入れた管理が求められる地域においては、現行制度では十分に対応しきれていないのではないのでしょうか。</p> <p>こうした状況を踏まえ、土地取引中心の現行制度から一歩踏み込み、地下水利用や開発行為も含めた実効性ある制度へと見直していく必要があると考えますが、道の認識を改めて伺います。</p> <p><b>(五) 広域的な水資源管理と今後の方向性について</b> 予算特別委員会が終わってすぐなので、そこからさらに大きな変化はないということは、重々承知はしておりますけど、美々川流域の問題は象徴的だと思うのです。半導体関連産業の進出などで、開発が進む中で、一方で、千歳や胆振管内、千歳から苫小牧とか、あの辺のところには、いろいろな公園法で指定されていないのですが、生物多様性の観点から保全すべき地域と指定されているところは結構あるのです。そういうところを、どういうふうにしていくのかというのは、現行法の制度だけではなかなか難しく、国に要望しているだけでは、なかなか動かないと思いますので、是非、今後の方向性について、また改めて伺いたいと思いますけど、地下水は国がいろいろ今、市町村に通知を出したのですから、これからどういうふうに、審議会、計画のなんとかをまだ開いていないのに、いきなり通知だけを出してしまうのは、国のやりかたもちょっとびっくりしますが、その中でどういう中身が出されるのか分かりませんが、地下水は流域単位で考えなければいけない広域的な資源であります、実際に美々川のところでも河川はいじりませんから、河川の隣でいろいろな流通関係の施設を造りますと言うけど、そのときに工事で使う排水だとかをどうするのか、土砂を掘り起こしたときに、その美々川流域のところは、全く今まで、人の手が入っていない自然草地になっているのです。そこをいじったときに、ラムサールで保護されているウトナイ湖は、環境省のモニタリング地域にも選定されていて、必ず定期的に検査しますから、数値の結果が出るのです。そうすると道が認めた開発行為によって、また自然環境保全が起きたときに、</p>	<p><b>(土地水対策課長)</b> 道内の水資源保全の取組についてでございますが、広域分散型の地域構造を有する本道では、主な河川の流域面積や地下水などの主な水源地となる森林の面積は、全国の約2割を占めるなど、多くの水資源に恵まれており、道としては、川上にある森林地域から、下流域の農業・都市地域まで、都市計画法や森林法、農地法など関係する法令等に基づき、適正な利用が確保されるよう取り組んでいるところでございます。</p> <p>本道の水資源の保全に向けましては、開発行為に関係する法令等の適切な運用が行われることが重要と考えており、今後とも、法令等の所管部局はもとより、現地の状況を把握している市町村や振興局と連携しながら、必要な対応を行ってまいります。</p> <p><b>(計画局長)</b> 今後の対応についてでございますが、水源の周辺を含め土地の利用の状況は、地域では、その所有者や環境により、それぞれ異なる実態にありますことから、土地の取得から林地開発、土地造成や建築まで、各段階に応じ、開発行為に関係する法令等を所管する各部局による横の連携とともに、現状をよく知る市町村と振興局、本庁による縦の連携の両方を図ることが重要と考えております。</p> <p>道といたしましては、この度、市町村や関係部局間の連携の強化に向け、法令等の運用を見直したところでありまして、地下水の採取規制等に関する国の動向を注視しながら、本庁や振興局、市町村の間で情報の共有を図り、水資源保全条例をはじめ関係法令等の適切な運用に取り組み、適正な土地利用の確保につなげてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>           どういうふうに責任をとったら良いのか、その予防、リスク管理の観点からも、道としては流域単位での管理とか、開発と保全の調和を図る新たな仕組みづくり、少なくとも、私はラピダス関連だとか、そここのところで大きな投資が入るといところの中で、国の予算や知見を活用しながら、新たな仕組みづくりを主導していくべきと考えます。            今回の美々川流域のような地域をモデルとして、地下水管理のあり方を具現化していくことも、国の通知に反応するというか、それだけではなく、北海道としての一つの方向性ではないかと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。         </p>	